

令和2年11月25日

保護者皆様

町田市立小山中学校
校長 井手伊澄

出席停止（個人）による給食費の返金と事務手続きについて

インフルエンザなどの感染症が流行する季節となりました。感染症等による出席停止により一時的に給食を停止する場合の給食費返金方法等については、下記のとおりになります。

対象となった場合は、担任に申し出るようお願いいたします。学校で事務手続きをいたします。

新型コロナウイルスに係る場合と、その他の理由による場合で取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

記

出席停止の理由	返金対象日	返金方法	事務手続き
新型コロナウイルスによるもの (20町教学保第263号の出席停止基準に該当する場合)	出席停止となった初日分から	学級閉鎖等と同じ。 給食予約システムを通して対象者に返金します。	①学校は、電話連絡の上「給食注文数変更願(様式4)」を保健給食課へFaxで提出する。 ②保健給食課は、予約キャンセルの手続きを行う。 【20町教学保第520号参照】
新型コロナウイルス以外によるもの (インフルエンザ等)	連続して4日以上欠席の場合、申し出日(午後4時まで)から起算して4日目分から	給食予約システムを通して対象者に返金します。(対象者のシステム残高が増えます)	①保護者または学校は、保健給食課へ電話連絡する。 ②保護者または学校は「町田市中学校給食申込取消届(様式8)」を保健給食課へ提出する。 ③保健給食課は、予約キャンセルの手続きを行う。 【給食事務担当者用 事務手続きガイドP3参照】

※新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止になった場合は、出席停止初日からの予約をさかのぼってキャンセルします。

<問い合わせ先>

保健給食課中学校給食担当

TEL : 7 2 4 - 2 1 7 7